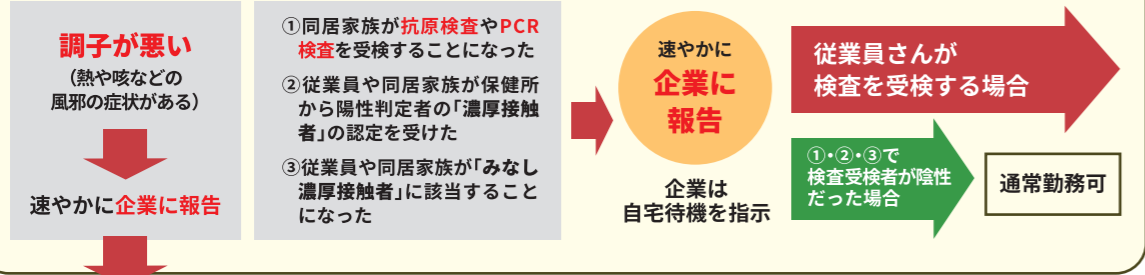


従業員さんや従業員の同居家族の方



企業は、仕事を休むよう指示してください。

自宅にて経過観察します。企業に体調の報告をするよう指示してください。**症状がおさまれば勤務可能です。**

「かかりつけ医」に相談してください。

「かかりつけ医」が対応できない場合、あるいは「かかりつけ医」がない場合は「**受診相談センター**」に電話し、最寄りの「**診察・検査医療機関**」の紹介を受けて、電話で相談の上、受診してください。

受診相談センター
089-909-3483

その他、陽性判定者の濃厚接触者に該当する可能性がある場合や、**接触確認アプリ**で濃厚接触の可能性がある旨の表示があった場合は、「**受診相談センター**」に相談

検査が不要

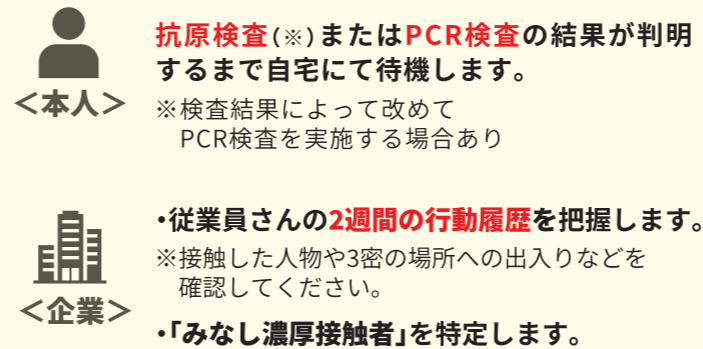
検査が必要

受診の結果、検査が必要な場合、「**かかりつけ医**」または、「**診察・検査医療機関**」にて**抗原検査**を実施します。

「**かかりつけ医**」等が**抗原検査**を行っていない場合は、医療機関の指示に従い「**地域外来・検査センター**」を通じて**PCR検査**を実施します。

速やかに企業に連絡します。

抗原検査またはPCR検査を受検する場合



「**みなし濃厚接触者**」の特定の目安は以下のとおりです

- ・同居家族の方
- ・感染可能期間(発症2日前以降)に、手で触れることのできる距離(目安:1メートル)で、マスクの着用なしで従業員さんと**15分以上接触**があった方
- ・従業員さんの**前および両隣の席**の方
- ・従業員さんの**直属の上司や部下**の方

「**みなし濃厚接触者**」...企業が判断します
「**濃厚接触者**」.....陽性判定後に保健所が認定(※1)します

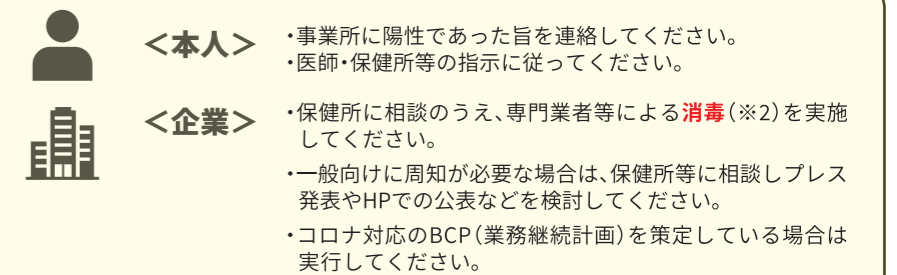
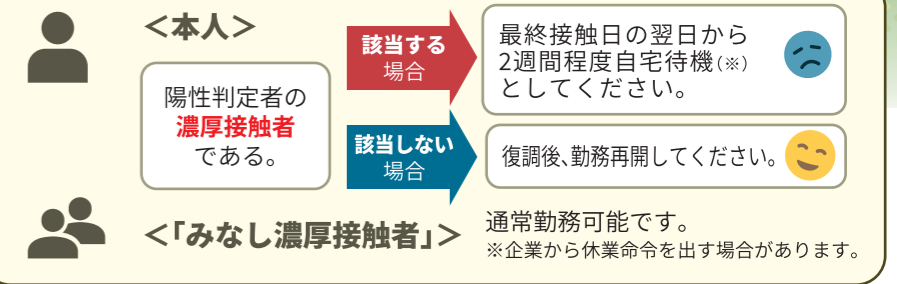
→「**みなし濃厚接触者**」に該当する自社従業員さんに連絡し、自宅待機等を指示してください。

→取引先等が「**みなし濃厚接触者**」に該当する場合は連絡を検討してください。

・**事務所・営業所等の消毒**(※2)を検討してください。

陰性の場合

陽性の場合



- ・「**濃厚接触者**」とされた旨を企業に連絡してください。
- ・医師・保健所等の指示する期間中、自宅待機(※)となります。
- ・自宅待機期間終了後、発症しない場合は保健所等に確認のうえ出勤可能となります。

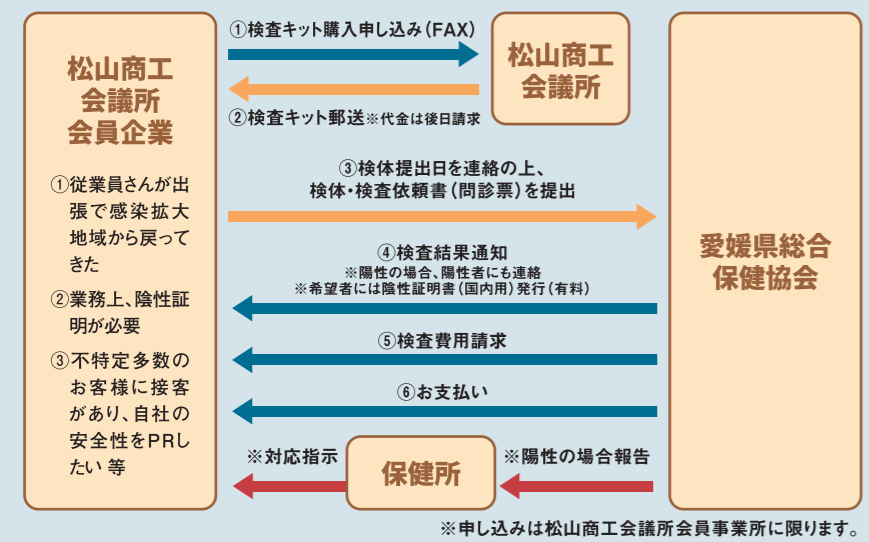
- ・「**濃厚接触者**」に該当されなかった旨を企業に連絡してください。
- ・企業は、濃厚接触が明らかな場合、最終接触日の翌日から2週間程度、自宅待機(※)を指示します。
- ・自宅待機期間終了後、発症しない場合は企業の許可を得て出勤可能となります。

発熱等の症状がある場合

医師・保健所等の指示に従い、必要に応じて指定された医療機関を受診してください。

(※)自宅待機期間中、隔離された状態でテレワークができるような環境・体制整備も検討してください。

◆上記に該当しないが、PCR検査を希望される場合◆



企業の備え

- ・コロナ対策**責任者**や**担当者**を決めます。また、感染疑い時の**報告基準**や**報告ルート**を決めておきます。
- ・陽性者が出た際の**対外公表の方法**や**監督当局などへの報告基準**を確認しておきます。
- ・労使にて**特別休暇**や**手当**、**在宅勤務**について協議し、安心して休める環境を整備しておきます。
- ・**消毒作業**をお願いできる**清掃業者**を探しておきます。
- ・日々の消毒作業を励行するとともに、**消毒用薬剤**などを**備置**しておきます。
- ・**BCP(事業継続計画)**の策定も検討してください。

その他、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な質問や相談は、下記に相談

新型コロナコールセンター
089-909-3468

※1 「濃厚接触者」とは

国立感染症研究所によると、「患者(確定例)」「(無症状病原体保有者)を含む。以下同じ。)の感染可能期間(発症した2日前から隔離開始まで)に接触した者のうち、次の範囲に該当する者を指す

- ・患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他:手で触れることによる距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)

※2 「消毒」について

- ・PCRの結果判明に時間を要し、判明するまでに当該従業員が勤務していた事業所や営業所を不特定多数の人が利用する場合、業者または社員による簡易消毒をすることが望ましい。陽性が判明した場合、業者による消毒を実施する(いずれも必要に応じ保健所に相談する)
- ・業者による消毒を実施する場合、専門業者(清掃業者)に直接連絡し、対応可否を確認する。

<自社で簡易消毒を実施する場合>

- ・大掛かりな消毒は不要(服装はマスク・手袋着用のみでOK)
- ・当該従業員が触れた場所を消毒剤(アルコール(濃度60~95%)あるいは0.05%次亜塩素酸ナトリウム)にて拭拭し、作業後、流水・石鹸または速乾性擦式消毒用アルコール製剤により手を洗う。なお、消毒剤の噴霧では、消毒剤がまんべんなく行き渡らず、結果として不完全な消毒となっており有効ではない可能性や消毒実施者の健康被害につながる危険性などがある。
- ・当該従業員が使用した職場のコップ等は洗浄または漂白する。
- ・当該従業員がいた場所の床は濡れたモップや雑巾による拭拭を行う。明らかに本人の体液が存在している場所は広めに消毒する。